

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）交付規則をここに公布する。

令和7年7月18日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第49号

上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）交付規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 補助金の手続（第3条―第13条）

第3章 補助金の手続の特例（第14条―第18条）

第4章 雑則（第19条―第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、エネルギー・食料品の価格等の物価高騰の影響を受ける子育て・若者夫婦世帯を支援するとともに、当該世帯の住環境の向上及び市内経済の活性化を図るため、子育て及び家事負担の軽減に資する住宅リフォーム工事を施工業者に発注して実施する者に対し、予算の範囲内で交付する上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て・若者夫婦世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 補助金を申請する年度の4月1日時点において、18歳未満の子で扶養を受けているものが1人以上いる世帯又は妊婦を含む世帯

イ 本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者又は市長が特に認める者）のみで構成され、補助金を申請する年度の4月1日時点において、本人又はその配偶者のいずれかが39歳以下であるものを含む世帯

(2) 住宅 本市の区域内に存する自己の所有する建築物等であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 現に自己の居住の用に供している建築物（併用住宅及び集合住宅を含む。イにおいて同じ。）及び附属屋（当該建築物と一体に利用している車庫、倉庫、物置等をいう。イにおいて同じ。）

イ 定住を目的として取得した空き家の建築物及び附属屋

(3) 併用住宅 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と居住する部分とが併存する建築物のうち自己の居住する部分をいう。

(4) 集合住宅 マンション等の同一棟内に独立して居住の用に供する部分が複数ある建築物のうち自己の専有する部分をいう。

(5) 施工業者 次のいずれかに該当する住宅関連業者（個人事業主にあつては、次条及び第14条に規定する補助対象者と同一人であるものを除く。）で、住宅のリフォーム工事を施工するものをいう。

ア 市の区域内に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者

イ 市の区域外に本社を有する住宅関連業者で当該住宅の建築の際に工事を施工したものの（元請業者に限る。）

(6) 下水道等供用開始区域 次のいずれかに該当する区域をいう。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水を処理すべき区域

イ 上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号。以下「排水条例」という。）第4条の規定により公告された汚水を処理すべき区域

第2章 補助金の手続

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、現に市の区域内に居住する者又はリフォーム工事の完了後に市の区域内に定住する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、リフォーム工事を実施する住宅について、市長が別に定める本市の住宅の改修等に係る補助金の交付を受けた者若しくは受けようとする者又はこれらの者と当該住宅において同居する者は、補助対象者となることができない。

(1) 本市に住所を有する者（前条第2号イに掲げる住宅のリフォーム工事の完了後に本市の区域内に存する住宅に定住する者を除く。）で同条第1号に該当する世帯に属するもの

(2) 市税等を滞納していない者

(3) リフォーム工事を実施する住宅が下水道等供用開始区域内にある場合にあつては、当該住宅について次のいずれかに該当する者

ア 上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号。以下「下水道条例」という。）第2条第9号又は排水条例第2条第4号に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）を設置していること。

イ 下水道条例第5条（排水条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による排水設備の計画の確認の申請中であること。

ウ この補助金の交付を受けて排水設備を設置すること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者に発注して実施する次のいずれかに該当するリフォーム工事で、当該工事に要する費用が4万円以上のもの（以下「子育て・若者夫婦世帯支援枠」という。）とする。

- (1) 子ども部屋の新設又は拡張に係る増築工事
- (2) 子ども部屋の居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための工事
- (3) 子どもが使用する居住環境又は住宅機能における子どもの事故防止又は被害の軽減を目的とする工事
- (4) 子どもの様子が把握しやすい間取りとするための工事
- (5) 家事の負担の軽減に資する設備を設置する工事
- (6) その他市長が子育て及び家事負担の軽減に効果があると認める工事

2 前項の工事を行う場合には、次のいずれかに該当するリフォーム工事（前項各号に掲げる工事を除く。）で、当該工事に要する費用が10万円以上のもの（以下「一般枠」という。）をあわせて補助対象事業とすることができる。

- (1) 住宅の一部の改築又は増築工事
- (2) 外壁工事、耐震補強工事その他の住宅の耐久性を高める工事
- (3) バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の住宅の安全上又は防災上必要な工事
- (4) システムキッチン、床暖房等の設置工事その他の住宅の居住性を良好にするための工事
- (5) ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事その他の住宅の衛生上必要な工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるリフォーム工事は、補助対象事業としない。

- (1) 国、都道府県、市区町村その他公的制度による補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事
- (2) 専ら人の居住の用以外の用途に供する部分に係る工事（人の居住の用以外の用途に供する部分について、人の居住の用に供するための工事を除く。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用から次に掲げる費用を減じて得た額とする。

- (1) 設計に要する費用
- (2) 外構工事に要する費用

- (3) 補助対象事業の実施に伴い購入する家電製品、家具等（設置に工事を伴わないもの及び軽微な工事で設置できるものに限る。）の購入費用
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 子育て・若者夫婦世帯支援枠 補助対象経費に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。
- (2) 一般枠 補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の住宅に当たり、一の年度につき1回を限度とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期間内に、市長が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資産証明書その他住宅の所有者が分かる書類
- (2) 子育て・若者夫婦世帯であることを証する書類
- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し（子育て・若者夫婦世帯支援枠又は一般枠ごとに見積金額が分かるものに限る。）
- (4) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真（子育て・若者夫婦世帯支援枠に係る部分に限る。）
- (5) 図面その他工事の概要が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条及び第15条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、市長が別に定める通知書により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（抽選）

第9条 前条の交付決定に際して、第7条及び第15条の規定による補助金の交付申請の総額が予算額を超える場合は、抽選により補助金の交付の決定を受けるべき者を決定するものとする。

2 市長は、前項の抽選において、落選者の中からあらかじめ補欠者を決定し、補助金の交付の決定を受けた者の補助対象事業の中止、実績報告等に起因して予算に残額が生じる場合は、補欠者に対し補助金の交付の決定をすることができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による交付の決定について準用する。

(補助金の交付条件)

第10条 市長は、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更承認等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定める書類によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から1月を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日（以下「報告期限」という。）までに、市長が別に定める報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写しその他補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前（一般枠に係る部分に限る。）、施工中及び施工後の写真
- (4) 補助対象事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築等に該当する場合にあつては確認済証の写し、それ以外の場合にあつては同法第15条第1項に規定する建築工事届で経由印が押印されたものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市長が別に定める通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

第3章 補助金の手続の特例

(補助対象者の特例)

第14条 令和7年5月27日から同年7月17日までの間において、補助対象事業に着手

した者で補助金申請日の時点において第3条に定める要件を満たしているものは、本補助金の補助対象者とすることができる。

(補助金の申請の特例)

第15条 第7条の規定にかかわらず、前条の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期間内に、市長が別に定める申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、紛失その他やむを得ない事情により提出できない場合には、それらの書類に代わるものとして市長が認めるものをもって代えることができる。

(1) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了していない場合 次に掲げる書類

ア 第7条各号に掲げる書類

イ 補助対象事業に係る契約書の写し

ウ 補助対象事業が建築基準法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築等に該当する場合にあっては確認済証の写し、それ以外の場合にあっては同法第15条第1項に規定する建築工事届で経由印が押印されたものの写し

(2) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了している場合 次に掲げる書類

ア 前号アからウまでに掲げる書類

イ 補助対象事業に係る領収書の写しその他補助対象経費の支払を証する書類

ウ 補助対象事業の実施箇所に係る施工前（一般枠に係る部分に限る。）、施工中及び施工後の写真

(実績報告の特例)

第16条 第12条の規定にかかわらず、第14条の規定による補助対象者で補助金の交付を受けたものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了していない場合 報告期限までに、市長が別に定める報告書に前条第2号イ及びウに掲げる書類を添えて提出するものとする。

(2) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了している場合 前条に規定する申請書及び同条第2号に掲げる書類の提出をもって代えるものとする。

(補助金の額の確定の特例)

第17条 第13条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり対応しなければならない。

(1) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了していない場合 報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市長が別に定める通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(2) 補助対象工事に着手し、当該工事が完了している場合 第8条の交付決定をもって確定に代えるものとする。

(適用除外)

第18条 第14条の規定による補助対象者で補助対象工事が完了しているものにあつては、第11条の規定は適用しない。

第4章 雑則

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 前項の規定による失効前の上越市住宅リフォーム促進事業補助金（子育て・若者夫婦世帯支援）交付規則の規定により交付を受けた補助金の取扱いについては、その失効後も、なお従前の例による。